

テラス沼田テナント募集に係るサウンディング型
市場調査実施要領

令和元年 12 月

沼田市

1 調査の目的

庁舎等複合施設テラス沼田において、現在、空床になっている以下のテナント区画（以下、「テナント」という。）につきまして、活用方針を検討するため、民間企業、NPO法人、個人事業主、各種団体（以下、「民間事業者等」という）の皆さまとサウンディング（対話）を行う事により市場性を把握することを目的に行います。

2 建物及びテナントの概要

所在地	建物概要	テナント概要
沼田市下之町 888 番地	延床面積：24,066.01 m ² 構造規模：鉄骨造地上 7 階 塔屋 1 階	場所：1 階西側（別紙図面参照） 面積：590.24 m ²

3 対話内容 ※事業スキームは、賃貸借を想定しています。

- ・テナント活用に関する基本的な考え方及び想定する事業内容
- ・テナント貸付料
- ・希望する業務期間及び利用スペース
- ・事業開始までに必要な準備期間
- ・その他留意事項、懸念事項

4 調査の参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 2 年以内に手形交換所による取引停止処分（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を受けていないこと。
- (3) 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手（会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）を出していないこと。
- (4) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員

を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。

(6) 沼田市暴力団排除条例（平成 24 年沼田市条例第 21 号）に定める暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 サウンディング実施スケジュール

	内容	日程
1	実施要領公表	令和元年 12 月 17 日（火）
2	対話参加受付	令和元年 12 月 17 日（火）から 令和 2 年 1 月 31 日（金）まで
3	現地見学 ※申込みに応じて随時実施	令和元年 12 月 17 日（火）から 令和 2 年 1 月 31 日（金）まで
4	対話の実施	令和元年 12 月 17 日（火）から 令和 2 年 2 月 5 日（水）まで
5	対話結果公表	令和 2 年 2 月

6 現地見学会の開催

現地施設等の見学を希望される場合は事前にエントリーシートにて財政課 FM 推進係まで申込みしてください。日程を調整の上、個別に対応します。

(1) 日時 令和元年 12 月 17 日（火）～1 月 31 日（金）（市役所休庁日を除く）
9 時から 16 時までの間

7 対話の実施（対話は個別に行います。）

(1) 日時 令和元年 12 月 17 日（火）～令和 2 年 2 月 5 日（水）（市役所休庁日を除く）9 時から 16 時まで（12 時から 13 時までを除く）の間

(2) 場所 テラス沼田 沼田市役所 会議室

(3) 時間 対話 30 分～60 分

（対話時間の中に市からの事業説明の時間を含みます。）

(4) 対象者 民間事業者等

8 対話参加受付

参加を希望する場合は、ウェブページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、対話希望日5日前の午後5時15分までに問合せ先Eメールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡します。

資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は市提出分として5部ご準備ください。

9 対話結果公表

- (1) サウンディングの実施結果について、概要を公表します。(令和2年2月を予定)
- (2) 公表にあたっては、あらかじめ公開する内容を確認します。
- (3) 調査参加者の名称は公表しません。

10 留意事項

- (1) サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。
- (3) 提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。
- (4) 対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。
- (5) 対象地に関する公募等が実施される際には、対話に不参加でも応募することは可能です。また、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありません。

11 事務局

沼田市総務部財政課FM推進係

担当：戸部、須田

〒378-8501

群馬県沼田市下之町888番地

電話：0278-23-2111（内線4045）

FAX：0278-24-5179

E-mail：kanzai@city.numata.gunma.jp